

令和3年第4回富山県教育委員会議事日程

3月19日（金）午後5時00分

県民会館611号室

1 議決事項

議案第11号 富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件

議案第12号 押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則制定の件

議案第13号 富山県教育委員会文書管理規程一部改正の件

議案第14号 富山県教育委員会職員き章に関する規程一部改正の件

教育企画課長より説明し、原案のとおり可決した。

議案第15号 富山県立学校職員服務規程一部改正の件

教職員課長より説明し、原案のとおり可決した。

議案第16号 富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程一部改正の件

保健体育課長より説明し、原案のとおり可決した。

議案第17号 富山県有建物防火査察規程廃止の件

教育企画課長より説明し、原案のとおり可決した。

2 報告事項

(1) 令和2年度第2回とやま学校多忙化解消推進委員会開催結果について

教職員課長より説明した。

(2) 生徒の個人情報に記載された資料の置き忘れについて

(3) 令和3年度富山県立学校入学者選抜の合格状況等について

(4) 令和3年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について（令和3年1月末現在調査）

県立学校課長より説明した。

3 その他

今後の教育委員会等の日程について

4 議決事項

議案第18号 教育に関する事務の点検及び評価に係る学識経験者の委嘱の件
教育企画課長より説明し、原案のとおり可決した。

議案第19号 事務局職員の人事異動に関する件
教育長より説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第18号及び議案第19号については非公開となりました。

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	組織機構の見直しに伴い、所要の規定整備を行うもの
2 規則案の内容	<p>1 改正内容 教育企画課にICT教育推進班を新設することに伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>(1) 教育企画課の班及び係にICT教育推進班を追加（第5条）</p> <p>(2) 教育企画課の事務分掌にICT教育の推進に関することを追加（第6条）</p> <p>2 施行期日 令和3年4月1日</p>
3 他の規則等との関連	特になし
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第11号

富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件

富山県教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二美男

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政組織規則（平成11年富山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の表教育企画課の項班及び係の欄中「管理広報係」を「ICT教育推進班管理広報係」に改める。

第6条中第28号を第29号とし、第10号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) ICT教育の推進に関すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 新旧対照表

現 行	改正案	備考																																
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(室及び課)</p> <p>第5条 本庁に、次の表の左欄に掲げる室及び課を置き、それぞれの室及び課に同表の右欄に掲げる班及び係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="331 1064 917 1888"> <thead> <tr> <th>室及び課</th> <th>班及び係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育企画課</td> <td>管理広報係 学校施設係 企画係</td> </tr> <tr> <td>生涯学習・文化振興班</td> <td>青少年教育班 家庭成人教育班</td> </tr> <tr> <td>財室</td> <td>文化財班</td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>企画管理係 小中学校人事係 県立学校人事係</td> </tr> <tr> <td>県立学校課</td> <td>教育改革推進班 特別支援教育班 学事係</td> </tr> <tr> <td>小中学校課</td> <td>教育力向上班 管理係 児童生徒育成係</td> </tr> <tr> <td>保健体育課</td> <td>派遣スポーツ主事班 食育安全班 厚生係 学校体育係</td> </tr> </tbody> </table>	室及び課	班及び係	教育企画課	管理広報係 学校施設係 企画係	生涯学習・文化振興班	青少年教育班 家庭成人教育班	財室	文化財班	教職員課	企画管理係 小中学校人事係 県立学校人事係	県立学校課	教育改革推進班 特別支援教育班 学事係	小中学校課	教育力向上班 管理係 児童生徒育成係	保健体育課	派遣スポーツ主事班 食育安全班 厚生係 学校体育係	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(室及び課)</p> <p>第5条 本庁に、次の表の左欄に掲げる室及び課を置き、それぞれの室及び課に同表の右欄に掲げる班及び係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="331 1064 917 1888"> <thead> <tr> <th>室及び課</th> <th>班及び係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育企画課</td> <td>I C T教育推進班 管理広報係 学校施設係 企画係</td> </tr> <tr> <td>生涯学習・文化振興班</td> <td>青少年教育班 家庭成人教育班</td> </tr> <tr> <td>財室</td> <td>文化財班</td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>企画管理係 小中学校人事係 県立学校人事係</td> </tr> <tr> <td>県立学校課</td> <td>教育改革推進班 特別支援教育班 学事係</td> </tr> <tr> <td>小中学校課</td> <td>教育力向上班 管理係 児童生徒育成係</td> </tr> <tr> <td>保健体育課</td> <td>派遣スポーツ主事班 食育安全班 厚生係 学校体育係</td> </tr> </tbody> </table>	室及び課	班及び係	教育企画課	I C T教育推進班 管理広報係 学校施設係 企画係	生涯学習・文化振興班	青少年教育班 家庭成人教育班	財室	文化財班	教職員課	企画管理係 小中学校人事係 県立学校人事係	県立学校課	教育改革推進班 特別支援教育班 学事係	小中学校課	教育力向上班 管理係 児童生徒育成係	保健体育課	派遣スポーツ主事班 食育安全班 厚生係 学校体育係	<p>機構改革に伴う規定整備</p>
室及び課	班及び係																																	
教育企画課	管理広報係 学校施設係 企画係																																	
生涯学習・文化振興班	青少年教育班 家庭成人教育班																																	
財室	文化財班																																	
教職員課	企画管理係 小中学校人事係 県立学校人事係																																	
県立学校課	教育改革推進班 特別支援教育班 学事係																																	
小中学校課	教育力向上班 管理係 児童生徒育成係																																	
保健体育課	派遣スポーツ主事班 食育安全班 厚生係 学校体育係																																	
室及び課	班及び係																																	
教育企画課	I C T教育推進班 管理広報係 学校施設係 企画係																																	
生涯学習・文化振興班	青少年教育班 家庭成人教育班																																	
財室	文化財班																																	
教職員課	企画管理係 小中学校人事係 県立学校人事係																																	
県立学校課	教育改革推進班 特別支援教育班 学事係																																	
小中学校課	教育力向上班 管理係 児童生徒育成係																																	
保健体育課	派遣スポーツ主事班 食育安全班 厚生係 学校体育係																																	

<p>(教育企画課)</p> <p>第6条 教育企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>新設</p> <p>(10)～(20) 略</p> <p>第7条～第61条 略</p>	<p>(教育企画課)</p> <p>第6条 教育企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) ICT教育の推進に関すること。</p> <p>(11)～(20) 略</p> <p>第7条～第61条 略</p> <p>機構改革に伴う規定整備</p>
---	--

押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	<p>国において、「経済財政運営と改革の基本方針2020」が令和2年7月17日に閣議決定され、この1年間を集中改革期間とし、デジタル化の取組を強化、加速するため、制度及び慣行の見直し等（書面・押印・対面主義の脱却、デジタル時代に向けた規制改革の推進等）について様々な検討がなされている。</p> <p>これを受けて、県では、令和2年3月に富山県官民データ活用推進基本計画を策定し、行政手続のオンライン化を含む行政のデジタル化の推進をこれまで以上に図っているほか、新型コロナウイルス感染症対策として、テレビ会議、テレワーク環境の充実等を進めている。</p> <p>今般、デジタル化を推進していく上でその支障要因となっている行政手続における押印の見直しを行うため、押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の改正を行うもの</p>
2 規則案の内容	<p>1 改正内容 別紙の規則について、押印を廃止する等の改正を行うもの</p> <p>2 施行期日 令和3年4月1日</p>
3 他の例規等との関連	<p>国の政省令の改正に伴う規則並びに訓令、告示及び要領については、各所管課で個別改正</p>
4 審議、調整、予算化等の状況	<p>特になし</p>

条番号	規則名	改正条項	様式名等	所属名
1	1 富山県教育委員会教職員等永年勤続表彰規則	第4条第2項(別記様式)	永年勤続教職員表彰内申書	教育企画課
2	2 富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則	第3条(様式第1号)	指定申請書	教育企画課
3	2 富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則	第7条(様式第2号)	変更届出書	教育企画課
4	3 富山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第2条	公益信託引受許可申請書	教育企画課
5	4 富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第5条第1項、23条(様式第4号)	代理人選任届出書	教育企画課
6	4 富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第5条第2項、23条(様式第5号)	代理人資格喪失届出書	教育企画課
7	4 富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第6条第1項(様式第6号)	参加人許可申請書	教育企画課
8	4 富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第7条第1項(様式第7号)	補佐人出頭許可申請書	教育企画課
9	4 富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第8条第2項(様式第8号)	参考人出頭許可申請書	教育企画課
10	4 富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第11条第1項、第23条(様式第10号)	提出物目録	教育企画課
11	4 富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第15条、第19条(様式第12号)	聴聞続行・再開通知書	教育企画課
12	4 富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第16条第1項(様式第13号)	聴聞調査書	教育企画課
13	4 富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第17条(様式第14号)	聴聞結果報告書	教育企画課
14	4 富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第22条第1項(様式第17号)	弁明調査書	教育企画課
15	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第3条(様式第1号)	教育職員免許状授与願	教職員課
16	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第3条～第7条(様式第3号)	履歴書	教職員課
17	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第4条、第5条(様式第5号)	教育職員検定願	教職員課
18	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第4条～第6条(様式第8号)	身体に関する証明書	教職員課
19	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第4条の2(様式第8号の2)	特別免許状推薦書	教職員課
20	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第5条～第7条(様式第9号)	臨時免許状授与出願理由書	教職員課
21	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第6条(様式第10号)	自立教科教育職員免許状授与(検定)願	教職員課
22	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第7条(様式第11号)	教育職員免許状交付願	教職員課
23	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第8条(様式第13号)	免許教科外教科教授担任許可申請理由書	教職員課
24	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第8条(様式第14号)	学級編成一覧表	教職員課
25	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第8条の2(様式第15号の2)	非常勤講師届出書	教職員課
26	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第19条(様式第22号)	有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)	教職員課
27	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第19条(様式第23号)	有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免除によるもの)	教職員課
28	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第20条(様式第24号)	有効期間延長申請書	教職員課
29	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第21条(様式第25号)	更新講習修了確認申請書	教職員課
30	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第22条(様式第26号)	平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認申請書	教職員課
31	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第23条(様式第27号)	修了確認期限延期申請書	教職員課
32	5 富山県教育職員免許状に関する規則	第24条(様式第28号)	免許状更新講習免除申請書	教職員課
33	6 富山県博物館の登録に関する規則	第1条(第1号様式)	博物館登録申請書(地方公共団体)	生涯学習・文化財課
34	6 富山県博物館の登録に関する規則	第1条(第2号様式)	博物館登録申請書(一般社団法人等)	生涯学習・文化財課
35	6 富山県博物館の登録に関する規則	第4条(第4号様式)	博物館登録申請書変更届	生涯学習・文化財課
36	6 富山県博物館の登録に関する規則	第5条(第5号様式)	博物館廃止届	生涯学習・文化財課
37	7 富山県立図書館条例施行規則	第13条、第13条の2(別記第3号様式)	館外貸出カード(個人番号カードの利用)申込書	生涯学習・文化財課

議案第12号

押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則制定の
件

押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和3年3月19日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(富山県教育委員会教職員等永年勤続表彰規則の一部改正)

第1条 富山県教育委員会教職員等永年勤続表彰規則(昭和45年富山県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式中「印」を削る。

(富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則の一部改正)

第2条 富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則(平成17年富山県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「印」を削る。

(富山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正)

第3条 富山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和56年富山県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「並びに印鑑証明書」を削り、「、定款」を「並びに定款」に改め、同条第4号中「及び印鑑証明書」を削り、同条第5号及び第6号中「、就任承諾書及び印鑑証明書」を「及び就任承諾書」に改める。

(富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第4条 富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年富山県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項各号列記以外の部分中「記載し、主宰者がこれに記名押印する」

を「記載する」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「作成し、これに記名押印する」を「作成する」に改める。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第10号中「㊟」を削る。

様式第12号中「 _____ 印」を

「主宰者の職名及び氏名

_____」に改める。

様式第13号、様式第14号及び様式第17号中「㊟」を削る。

(富山県教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第5条 富山県教育職員免許状に関する規則(昭和43年富山県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)1を削り、同様式(注)2を同様式(注)とする。

様式第3号(裏)中

- | | |
|---|---|
| ① 氏名は戸籍に記載されている文字を用いて本人が自署し、又は記名押印すること。 | を |
| ② 記入事項は、すべて年月順に記入すること。 | |
| ③ 休職、退職等は、朱書のこと。 | |
-
- | | |
|------------------------|---|
| ① 記入事項は、すべて年月順に記入すること。 | に |
| ② 休職、退職等は、朱書のこと。 | |

改め、同様式(裏)(注)1中「に所属長の原本証明をしたもの」を削る。

様式第5号(注)1を削り、同様式(注)2を同様式(注)とする。

様式第8号(注)中「に所属長の原本証明をしたもの」を削る。

様式第8号の2及び様式第9号中「印」を削る。

様式第10号及び様式第11号の(注)を削る。

様式第13号中「印」を削る。

様式第14号中「

学校長 氏名 職印

」を「

学校長 氏名

」に改め、「印」を削る。

様式第15号の2中「印」を削る。

様式第22号（注）を削る。

様式第23号中「印」を削り、同様式（注）を削る。

様式第24号中「印」を削り、同様式（注）を削る。

様式第25号及び様式第26号の（注）を削る。

様式第27号中「印」を削り、同様式（注）を削る。

様式第28号中「印」を削り、同様式（注）を削る。

（富山県立図書館条例施行規則の一部改正）

第6条 富山県立図書館条例施行規則（昭和39年富山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

（富山県博物館の登録に関する規則の一部改正）

第7条 富山県博物館の登録に関する規則（昭和27年富山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「印」を削る。

第2号様式中「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考1を同様式備考とする。

第4号様式及び第5号様式中

「設置者 氏 名㊟

を

（氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。）

「設置者 氏 名」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	行政手続における押印の見直しに伴い、所要の改正を行うもの
2 改正の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正の内容 公印事前押印申請書及び印影印刷申請書の押印欄を削るもの（様式第10号、様式第11号関係） 2 施行期日 公表の日
3 他の訓令等との関連	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政手続における押印の見直しに伴う県教育委員会規則の改正については、別途一括改正予定 2 富山県文書管理規程の一部を改正する訓令については、県文書総務課にて改正予定
4 審議、調整、予算化等の状況	なし

議案第13号

富山県教育委員会文書管理規程一部改正の件

富山県教育委員会文書管理規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日 提出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

「
年 月 日
様式第10号中
公印 公印 文書 主務
管理者 主 任 責任者 務 を
」

「
年 月 日
に改める。
」

「
年 月 日
様式第11号中
教育企画 公印 文書 主務
課 長 主 任 責任者 務 を
」

「
年 月 日
に改める。
」

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令（案）新旧対照表

現行	改正案	備考												
<p>第1条～第31条 略 （公印の事前押印）</p> <p>第32条 証票、賞状等で交付を受ける者が未確定のものについて、公印事前押印申請書（様式第10号）により公印管理者（公印管理規程第2条に規定する公印管理者という。）の承認を受けたときは、公印を事前に押印することができる。 （印影の印刷）</p> <p>第33条 定例の文書で、一時に多数印刷するものについて、印影印刷申請書（様式第11号）により教育企画課長の承認を受けたときは、当該文書に印影又は印影を縮小したものを印刷して、公印の押印に代えることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第34条～第73条 略</p> <p>別表第1～第3 略</p> <p>様式第1号の1～様式第9号 略</p> <p>様式第10号（第32条関係）</p> <p style="text-align: right;">公印事前押印申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公印 管理者</td> <td style="text-align: center;">主</td> <td style="text-align: center;">任</td> <td style="text-align: center;">者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">書</td> <td style="text-align: center;">主</td> <td style="text-align: center;">務</td> <td style="text-align: center;">者</td> </tr> </table>		年	月	日	公印 管理者	主	任	者	書	主	務	者	<p>第1条～第31条 略 （公印の事前押印）</p> <p>第32条 同左</p> <p>（印影の印刷）</p> <p>第33条 同左</p> <p>2 略</p> <p>第34条～第73条 略</p> <p>別表第1～第3 略</p> <p>様式第1号の1～様式第9号 略</p> <p>様式第10号（第32条関係）</p> <p style="text-align: right;">公印事前押印申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 削除</p>	<p>行政手続における押印見直しに伴う規定整備</p>
	年	月	日											
公印 管理者	主	任	者											
書	主	務	者											

室課 (係) 及び 使用者	室課 (係)	使用者氏及び職名
押印及び使用年 月日	押印 年月日	使用予定 年月日
件名	(記号 番号)	
公印の種類		
事前押印の理由		

(日本産業規格A4)

様式第11号 (第33条関係)

印影印刷申請書

教育企 画課長	公 主	印 任	文 責	書 任	者	主 務

年月日

室課 (係) 及び 使用者	室課 (係)	使用者氏及び職名
押印及び使用年 月日	押印 年月日	使用予定 年月日
件名	(記号 番号)	
公印の種類		
事前押印の理由		

(日本産業規格A4)

様式第11号 (第33条関係)

印影印刷申請書

年月日

削除

行政手続にお
ける押印見直
しに伴う規定
整備

室課（出先機 関）及び保管責 任者	室課（出先機 関）	印影印刷文書保管責任者
押印年月日及び 使用予定期間	押印 年 月 日	期間 年 月 日から 年 月 日まで
件 名	(記号 番号)	
公印の種類		
印影印刷の理由		

(日本産業規格A4)

様式第12号～様式第19号 略

室課（出先機 関）及び保管責 任者	室課（出先機 関）	印影印刷文書保管責任者
押印年月日及び 使用予定期間	押印 年 月 日	期間 年 月 日から 年 月 日まで
件 名	(記号 番号)	
公印の種類		
印影印刷の理由		

(日本産業規格A4)

様式第12号～様式第19号 略

富山県教育委員会職員き章に関する規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	行政手続における押印の見直しに伴い、所要の改正を行うもの
2 訓令案の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正の内容 職員き章再交付願書の押印欄を削るものその他規定整備(第2号様式関係) 2 施行期日 公表の日
3 他の規則等との関連	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政手続における押印の見直しに伴う県教育委員会規則の改正については、別途一括改正予定 2 富山県職員き章に関する規程については、県人事課にて改正済み
4 審議、調整、予算化等の状況	なし

議案第14号

富山県教育委員会職員き章に関する規程一部改正の件

富山県教育委員会職員き章に関する規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日 提 出

富山県教育委員会

教 育 長 伍 嶋 二 美 男

富山県教育委員会職員き章に関する規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会職員き章に関する規程（昭和36年富山県教育委員会訓令第2号）
の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削り、「き損）しました」を「毀損）しました」に、「紛失（き損）き章番号」を「紛失（毀損）き章番号」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

富山県教育委員会職員き章に関する規程の一部を改正する訓令案 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条、第2条 略 (交付) 第3条 略 2 職員き章を紛失又はき損したときは、直ちに第2号様式の再交付願書を教育企画課長(学校の職員にあつては教職員課長)に提出し、再交付を受けなければならない。この場合は、その実費を弁償しなければならない。 3 略 第4条、第5条 略 第1号様式 略 第2号様式(第3条関係)</p> <p>職員き章再交付願書</p> <p>経営管理部人事課長 殿 所属 職氏 名 印 今般(事由)により(月日)(場所)において職員き章を紛失(き損)しましたので再交付願います。</p> <p>紛失(き損)き章番号 第 号</p>	<p>第1条、第2条 略 (交付) 第3条 略 2 同左 3 略 第4条、第5条 略 第1号様式 略 第2号様式(第3条関係)</p> <p>職員き章再交付願書</p> <p>経営管理部人事課長 殿 所属 職氏 名 (削る。) 今般(事由)により(月日)(場所)において職員き章を紛失(毀損)しましたので再交付願います。</p> <p>紛失(毀損)き章番号 第 号</p>	<p>行政手続における押印の見直しに伴い、押印欄を削るものその他規定整備</p>

富山県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案要綱

教職員課

項 目	説 明
1 改正の趣旨、必要性	行政手続における押印の見直しに伴い、所要の改正を行うもの
2 訓令案の内容	<p>1 改正の内容 旅行届、兼職等の願及び職員の死亡報告に係る押印を廃止するものその他規定整備（第8条関係、第1号様式から第3号様式までの規定関係）</p> <p>2 施行期日 公表の日</p>
3 他の規則等との関連	行政手続における押印の見直しに伴う県教育委員会規則の改正については、別途一括改正予定
4 審議、調整、予算化等の状況	なし

議案第15号

富山県立学校職員服務規程一部改正の件

富山県立学校職員服務規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日 提 出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二美男

富山県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

富山県立学校職員服務規程（昭和32年富山県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「7日」を「8日」に改める。

第1号様式から第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の富山県立学校職員服務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

富山県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

現行	改正案	備考
<p>○富山県立学校職員服務規程 第1条～第7条 略 (休暇)</p> <p>第8条 職員は、休暇を得ようとするときは、校長にあつては教育長（3日以上のものに限る。）に、その他の職員にあつては校長に対し、あらかじめ、年次休暇、特別休暇及び病気休暇については別に定める休暇等整理簿を、介護休暇については介護休暇簿を提出しなければならない。この場合において、産前産後の休暇については、医師の診断書又は助産師の証明書を、連続7日以上にわたる病気休暇及び連続14日以上にわたる介護休暇については、医師の診断書を添えなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第9条～第11条 略 (出張及び旅行等)</p> <p>第12条 職員の出張は校長が命ずる。この場合において、3日以上校長の県外出張については、教育長に届出なければならない。</p> <p>2、3 略</p> <p>4 職員は、旅行をしようとするときは、第1号様式により、校長に届け出なければならない。</p> <p>(兼職等)</p> <p>第13条 職員は、他の職務を兼ね、又は他の事業若しくは事務に従</p>	<p>○富山県立学校職員服務規程 第1条～第7条 略 (休暇)</p> <p>第8条 職員は、休暇を得ようとするときは、校長にあつては教育長（3日以上のものに限る。）に、その他の職員にあつては校長に対し、あらかじめ、年次休暇、特別休暇及び病気休暇については別に定める休暇等整理簿を、介護休暇については介護休暇簿を提出しなければならない。この場合において、産前産後の休暇については、医師の診断書又は助産師の証明書を、連続8日以上にわたる病気休暇及び連続14日以上にわたる介護休暇については、医師の診断書を添えなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第9条～第11条 略</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>規定整備</p>

事しようとするときは、校長の意見を添えて、第2号様式により
教育長に願出なければならぬ。

第14条、第15条 略

(報告)

第16条 校長は、次の各号に掲げる事項については、すみやかに教
育長に報告しなければならない。

(1) 職員の死亡(第3号様式)

(2)～(7) 略


第17条、第18条 略

第14条、第15条 略

同左

第17条、第18条 略

第1号様式

何学校長 職 年 月 日 氏 名 

旅 行 届

次のおり旅行したいのでお願ひします。

配

1 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

2 旅 先

3 連絡先

備考 校長はこの例による。

第1号様式

何学校長 職 年 月 日 氏 名

旅 行 届

次のおり旅行したいのでお願ひします。

配

1 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

2 旅 先

3 連絡先

備考 校長はこの例による。

行政手続に
おける押印の
見直しに伴い、
押印を廃止
するもの

第2号様式

年 月 日

富山県教育委員会委員長 殿

何学校職 氏

名

兼 職 等 の 順

次のとおり兼職(佐専)したいのでお願いします。

記

- 1 給与額 等級 号(円)
- 2 つこうとする職務等の内容
- 3 つこうとする職務の勤務場所及び勤務時間
- 4 その職務等について受ける報酬額

第2号様式

年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

何学校職 氏

名

兼 職 等 の 順

次のとおり兼職(従専)したいのでお願いします。

記

- 1 給与額 等級 号(円)
- 2 つこうとする職務等の内容
- 3 つこうとする職務の勤務場所及び勤務時間
- 4 その職務等について受ける報酬額

行政手続に
おける押印の
見直しに伴い、
押印を廃止
するもの

第3号様式

年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

何学校長 氏

名(印) _____

職員の死亡報告

本校職員何某が死亡したので次のとおり報告いたします。

記

- 1 職氏名
- 2 死亡年月日
- 3 死亡原因
- 4 死亡当時の体給
- 5 遺族の現住所、氏名及び続柄

第3号様式

年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

何学校長 氏

名(印) _____

職員の死亡報告

本校職員何某が死亡したので次のとおり報告いたします。

記

- 1 職氏名
- 2 死亡年月日
- 3 死亡原因
- 4 死亡当時の体給
- 5 遺族の現住所、氏名及び続柄

行政手続に
おける押印の
見直しに伴い、
押印を廃止
するもの

富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程
の一部を改正する訓令案要綱

保健体育課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	行政手続きにおける押印の見直し等に伴い、所要の改正を行うもの
2 訓令案の内容	1 改正の内容 (1) 別記様式中「受領印」を「受領（自署又は印）」に改める。 (2) その他規定整備
3 他の訓令等との関連	2 施行期日 公布の日 行政手続における押印の見直しに伴う県教育委員会規則の改正については、別途一括改正予定
4 審議、調整、予算化等の状況	なし

議案第16号

富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程一部改正の件

富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日 提出

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程（昭和43年富山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2項中「炊事婦」を「炊事員」に改める。

別記様式中 「

受領印

」 を 「

受領 (自署又は印)

」 に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

現行	改正案	備考																																								
<p>○富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程 第1条 略 (被貸与者の範囲等) 第2条 被貸与者の範囲、貸与品、貸与数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。 第3条～第9条 略 (台帳) 第10条 所属長は、貸与状況を常に明らかにするため、別記様式による被服等貸与台帳を備え付け、整理しなければならない。</p>	<p>○富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程 第1条 略 (被貸与者の範囲等) 第2条 同左 第3条～第9条 略 (台帳) 第10条 同左</p>																																									
別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>被貸与者</th> <th>品目</th> <th>1人当たり貸与数</th> <th>貸与期間(年)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 炊事婦及び調理員</td> <td>白衣 ズボン 帽子 調理用靴 前掛 ゴム手袋</td> <td>2 2 2 1 1 2</td> <td>1 1 1 1 1 1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	被貸与者	品目	1人当たり貸与数	貸与期間(年)	摘要	略	略	略	略	略	2 炊事婦及び調理員	白衣 ズボン 帽子 調理用靴 前掛 ゴム手袋	2 2 2 1 1 2	1 1 1 1 1 1		略	略	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被貸与者</th> <th>品目</th> <th>1人当たり貸与数</th> <th>貸与期間(年)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 炊事員及び調理員</td> <td>白衣 ズボン 帽子 調理用靴 前掛 ゴム手袋</td> <td>2 2 2 1 1 2</td> <td>1 1 1 1 1 1</td> <td>規定整備</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	被貸与者	品目	1人当たり貸与数	貸与期間(年)	摘要	略	略	略	略	略	2 炊事員及び調理員	白衣 ズボン 帽子 調理用靴 前掛 ゴム手袋	2 2 2 1 1 2	1 1 1 1 1 1	規定整備	略	略	略	略	略	
被貸与者	品目	1人当たり貸与数	貸与期間(年)	摘要																																						
略	略	略	略	略																																						
2 炊事婦及び調理員	白衣 ズボン 帽子 調理用靴 前掛 ゴム手袋	2 2 2 1 1 2	1 1 1 1 1 1																																							
略	略	略	略	略																																						
被貸与者	品目	1人当たり貸与数	貸与期間(年)	摘要																																						
略	略	略	略	略																																						
2 炊事員及び調理員	白衣 ズボン 帽子 調理用靴 前掛 ゴム手袋	2 2 2 1 1 2	1 1 1 1 1 1	規定整備																																						
略	略	略	略	略																																						

別記様式 (第10条関係)

被服等貸与台帳						(所属名)				
整理番号	品目	数量	貸与期間	貸与年月日	所属	氏名	職種	氏名	受領印	備考

注1 この台帳は、保健体育課に一部、各所属に一部を備え付け、払下げ返納等のあつた場合は、備考欄にその旨及び年月日を記入するものとする。

2 職種とは、富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程の別表に定める被貸与者の区分をいうものとする。

別記様式 (第10条関係)

被服等貸与台帳						(所属名)				
整理番号	品目	数量	貸与期間	貸与年月日	所属	氏名	職種	氏名	受領 (自署又は 印)	備考

注1 この台帳は、保健体育課に一部、各所属に一部を備え付け、払下げ返納等のあつた場合は、備考欄にその旨及び年月日を記入するものとする。

2 職種とは、富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程の別表に定める被貸与者の区分をいうものとする。

行政手続
における
押印の見
直しに伴
い、押印
欄の記載
を変更す
るもの

富山県有建物防火査察規程を廃止する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 廃止の趣旨、必要性等	<p>富山県有建物防火査察規程（昭和42年富山県訓令／富山県教育委員会訓令／第1号）は、県有建物を火災から保護するために、防火査察員に任命された職員が行う防火査察について必要な事項を定めるものとして、昭和42年11月に制定された。しかし、現在においては、消防法（昭和23年法律第186号）第4条第1項の規定により、県庁舎等について、毎年消防署による査察が行われており、また、消防用設備の点検、整備等については、富山県庁舎防火管理規程（昭和42年富山県訓令／富山県電気局管理規程／富山県教育委員会訓令／富山県警察本部規程／第1号）の規定に基づき行われていることから、富山県有建物防火査察規程を廃止するもの</p>
2 訓令案の内容	<p>1 内容 富山県有建物防火査察規程の廃止</p> <p>2 施行期日 公表の日</p>
3 他の条例等との関連	<p>共同訓令のため、各機関において決定の後、経営管理部において公表（県報掲載）を行う</p>
4 審議、調整、予算化等の状況	<p>特になし</p>

議案第17号

富山県有建物防火査察規程廃止の件

富山県有建物防火査察規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和3年3月19日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県有建物防火査察規程を廃止する訓令

富山県有建物防火査察規程 $\left[\begin{array}{l} \text{富 山 県 訓 令} \\ \text{昭和42年} \\ \text{富山県教育委員会訓令} \end{array} \right. \text{第1号}$ は、廃止す
る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

令和2年度第2回とやま学校多忙化解消推進委員会開催結果について

令和3年3月19日
教 職 員 課

(1) 日 時 令和3年2月25日(木) 14:00~15:30

(2) 場 所 富山県民会館304号室

(3) 今後の取組みに対する主な意見等

① 教職員の意識改革について

- ・ 制度を作り運用していくためには、まず意識改革が重要であり、そのために保護者、地域、企業の意識を変えていくことも必要である。
- ・ 学校閉庁日は有効な手段の一つであるが、市町村教育長会議等で教育長から働きかけるなどの形で進めていけばよい。

② 効率的・効果的な業務の推進について

- ・ 35人学級の2年先行実施は大変ありがたく、少人数指導の体制を維持しながら少人数学級が拡充されていくことを願う。
- ・ 教育のデジタル化が進み、1人1台タブレットが始まるが、タブレットの管理や故障時の対応など今までなかった業務が増えることになるため、ハード面、ソフト面からサポートをお願いしたい。
- ・ 新型コロナウイルスで進んだ行事の見直しをコロナ収束後も生かすことが必要である。
- ・ 児童の下校時間を早くし、先生方の放課後の時間を確保することで、教員の資質を高める時間を確保することができる。その際、保護者の理解を得るために多忙化解消周知啓発リーフレットを活用したい。

③ 地域・専門人材の活用による体制整備について

- ・ 令和2年度の緊急スクール・サポート・スタッフの全校配置により教員の負担が大変軽くなった。令和3年度の配置についてはありがたい。
- ・ 部活動指導員の配置が拡充され、ありがたいと思っているが、同時に、依頼できる人材の確保が困難という面もある。
- ・ PTAとしても多忙化解消周知啓発リーフレットを活用して、保護者に周知していきたい。

④ 部活動の負担軽減と教職員の健康管理について

- ・ 地域部活動推進事業は、教員だけでなく、生徒の自主的、自発的参加という本来のあり方に戻すいい機会であり、これからの時代に沿った取組として期待している。

(4) 今後の対応

当該委員会が出された意見を踏まえ、「とやま学校働き方改革推進プラン」及び「多忙化解消周知啓発リーフレット」を活用し、引き続き、来年度以降も学校の多忙化解消の取組みを推進する。

令和2年度 とやま学校多忙化解消推進委員会 委員名簿

【委員】

(五十音順、敬称略)

所 属	役 職	氏 名	備 考
富山経済同友会 教育問題委員会	委員長	伊東 潤一郎	
富山大学教職大学院	教授	大坪 史尚	副委員長
富山県PTA連合会	副会長	勝田 民	
富山県中学校長会	会長	金谷 真	
島谷法律事務所	弁護士	島谷 武志	
富山県小学校長会	会長	白江 勉	
富山県商工会議所連合会	会長	高木 繁雄	委員長
富山県高等学校教職員組合	執行委員長	中山 洋一	
富山県教職員組合	執行委員長	能澤 英樹	
舟橋村教育委員会	教育長	早川 誠一	
富山県高等学校PTA連合会	会長	堀井 鉄也	
富山県高等学校長協会	会長	本江 孝一	
富山大学附属病院	臨床心理士	密田 博子	
富山市教育委員会	教育長	宮口 克志	

計 14名

富山県教育委員会において令和3年度に新規・拡充および廃止・整理する主な取組

1 管理職をはじめとする教職員の意識改革

- 校長の目標達成度評価の目標設定区分で、業務改善を必須項目に設定 **拡充**
 - ▶ 管理職については平成30年度より、管理職以外の教員については令和2年度より業務改善の項目を設定済
- 特別休暇の充実 **拡充**
 - ▶ 男性職員の育児参加休暇について、取得期間を現行の妻の産後8週から産後16週まで拡大、妻の出産休暇について、現行の取得単位である1日又は時間単位に、半日を追加
 - ▶ 妊娠障害休暇について、取得日数を10日間から14日間の範囲内まで拡充

2 効率的・効果的な業務の推進

- 小学校における35人学級等の推進 **拡充**
 - ▶ 国の法改正より2年先行し、小学校3、4年生での35人学級を実施
 - ▶ 教科担任制を見据えた専科教員の拡充配置
- 教育環境のデジタル化推進事業 **新規**
 - ▶ 学校におけるデジタル環境の整備やICT教育の総合的・計画的な推進
 - ▶ 教育CIOを委員長とする「教育環境のデジタル化推進委員会(仮称)」の設置
 - ▶ 民間の教育CIO補佐等の設置
 - ▶ 統合型校務支援システム導入に係る調査等
- GIGAスクールサポーターの新規配置及びICTを活用した授業実践のための教員研修の実施 **新規**
- 教育委員会が学校に課している業務の見直し **廃止・整理**
 - ▶ 廃止 : 教育フォーラム、「ふるさとの優れた先人に学ぶ」作文コンクール、各種連絡会議 等
 - ▶ 簡略化 : とやま科学オリンピック小学校部門の廃止、中学校部門の内容見直し 等
 - ▶ 回数削減 : 各種調査・照会、新任教務主任研修会等の研修日数の削減 等
 - ▶ 時短 : 初任者研修(全日3日、半日12回 → 半日15回)

3 地域・専門人材の活用による体制整備

- キャリア教育アドバイザーの配置 **拡充**
 - ▶ 高校生の就職活動を支援するアドバイザーを配置し、面談や面接指導等の助言、求人開拓や地元企業との連携を実施
 - …アドバイザーを増員(2名→4名:令和2年10月より)し、県内4地区での支援を実施
- スクールソーシャルワーカーによる支援体制の強化 **拡充**
 - ▶ 機動的対応のための緊急派遣を拡充
 - ▶ 未然防止、早期解決に向けた「連携ケース会議」を新たに実施
- スクールサポートスタッフの配置 **拡充**
 - ▶ 令和2年度に引き続き、県内全ての公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校(全311校)に配置
- 多忙化解消周知啓発リーフレット
「とやまの子どもたちがより充実した教育を受けるために」の作成 **新規**

4 部活動の負担軽減と教職員の健康管理

- 部活動指導員の配置 **拡充**
 - ▶ 中学校… R2:91人 → R3:114人(+23人) 高等学校… R2:26人 → R3:29人(+3人)
- 地域部活動推進事業 **新規**
 - ▶ アドバイザー(大学教授)、県体協、学校体育団体、実業団チームを持つ企業、地域部活動推進事業受託市町村、県関係者等からなる「地域部活動のあり方検討委員会(仮称)」を開催
 - ▶ 市町村が実施する実践研究費を補助
 - ▶ スポーツ・芸術文化活動に貢献する企業の登録制度及び表彰制度の創設に向けた検討

令和3年3月19日
県立学校課

生徒の個人情報が記載された資料の置き忘れについて

県立富山西高校において、1月下旬頃から約3週間にわたり2年生（生徒153名分）の個人情報が記載された「クラス編成用資料」を教室内に置き忘れた状態にあったことが判明しました。

この「クラス編成用資料」には、生徒の個人情報（※1）が記載されていました。

なお、これらの個人情報が外部に漏えいしたという事実は、現在のところ確認しておりません。

（※1 クラス編成用資料に記載されていた個人情報
・生徒の氏名、進路希望、成績など）

- 1 県立富山西高校の概要
校長 関口 敏也
生徒数 453名
（1年生 157名、2年生 153名、3年生 143名）
- 2 生徒の個人情報が記載された資料の置き忘れの経緯 別紙1
- 3 教育長コメント 別紙2

生徒の個人情報が記載された資料の置き忘れの経緯

令和3年1月20日(水) 富山西高校の職員がクラス編成資料を展開教室内の教卓に置き忘れ

2月10日(水) 別の職員が教卓内に資料が置かれているのを発見

2月17日(水) 県教委に匿名で就学支援金等に関する相談の電話があり、担当課から富山西高校へ連絡

2月19日(金) 富山西高校で1・2年生に対して個人情報に関するアンケート調査実施

2月22日(月) 富山西高校で3年生に対して個人情報に関するアンケート調査実施

3月17日(水) 生徒への説明及び謝罪

3月18日(木) 保護者あて謝罪文書発出

3月18日(木) 県立学校への通知文の発出

教育長コメント

県立富山西高等学校において、1月下旬頃から約3週間にわたり2年生（生徒153名分）の個人情報が記載された「クラス編成用資料」を教室内に置き忘れた状態にあったことが判明しました。

現在のところ、個人情報が外部へ漏えいしたという事実は確認されておりませんが、生徒並びに御家族の方々にご心配をおかけしておりますこと、また、県民の皆様の信頼を失うことになりましたことについて、深くお詫び申し上げます。

県教育委員会としては、今回の事案が生じたことを深刻に受け止め、厳正に対処いたします。また、全ての学校に対して、本日付けで通知を発出し、あらためて教職員一人一人が個人情報の厳重な管理と漏えい防止に取り組むよう、指導を徹底してまいります。

令和3年度富山県立学校入学者選抜の合格状況等について

令和3年3月19日
県立学校課

このことについて、次のとおり報告いたします。

1 県立高等学校全日制の課程

(1) 一般入学者選抜

学校・学科数 34校82学科
募集人数 5,440名 (推薦を含む募集定員6,470名)
志願者数 5,842名 (志願倍率1.07倍)
受検者数 5,738名
合格者数 6,188名 (推薦入学合格内定者を含む)

(2) 第2次選抜

学校・学科数 19校28学科 (02年度19校29学科 31年度11校17学科)
募集定員 283名 (02年度 298名 31年度 158名)
志願者数 名 (志願倍率 倍)

2 県立高等学校定時制の課程

(1) 単位制前期第1次選抜

学校・学科数 5校12学科
募集定員 約840名
志願者数 309名
受検者数 303名
合格者数 258名

(2) 単位制前期第2次選抜・単位制以外第1次選抜

学校・学科数 6校15学科
募集定員 約702名
志願者数 名

3 県立高等学校通信制の課程

学校・学科数 1校2学科
募集定員 約300名
志願者数 名

4 県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜

(1) 高等部A日程

① 第1次選抜

学校数 5校
募集定員 72名
志願者数 65名
受検者数 64名
合格者数 58名

② 第2次選抜

学校数 3校
募集定員 14名
志願者数 2名
受検者数 2名
合格者数 2名

(2) 高等部B日程・幼稚部

① 第1次選抜

	高等部	高等部 (訪問教育)	幼稚部
学校数	10校	5校	3校
募集人員(定員)	約208名	若干名	若干名
志願者数	123名	2名	1名
受検者数	120名	2名	1名
合格者数	120名	2名	1名

② 第2次選抜

	高等部	幼稚部
学校数	10校	3校
募集人員(定員)	若干名	若干名
志願者数	名	名

令和3年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について
(令和3年1月末現在調査)

令和3年3月19日
教育委員会 県立学校課
総合政策局 企画調整室

令和3年3月高等学校卒業予定者の1月末現在の就職内定状況は、就職希望者1,745人に対し、就職内定者は1,721人、内定率は98.6%となった。
都道府県別の就職内定率では、昨年に引き続き富山県は全国第1位であった。

		卒業予定者数 (a) 人	就職希望者数 (b) 人	就職内定者数 (c) 人	就職内定率 (d)=(c)/(b) %	全国 就職内定率 %
令和 3年1月	県全体	8,729	1,745	1,721	98.6 (全国1位)	93.4
	(うち県立)	(6,773)	(1,271)	(1,258)	(99.0)	
〈参考〉 令和 元年12月	県全体	9,202	1,950	1,904	97.6 (全国1位)	92.0
	(うち県立)	(7,211)	(1,401)	(1,374)	(98.1)	

- ※ 調査対象校種：公立、私立の高等学校(全日制・定時制)
- ※ 調査対象生徒：民間事業所、公務員、自営等全ての就職希望者の状況をとりまとめたもの。
- ※ 例年は12月末現在で公表されているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により選考開始日等が1か月後ろ倒しとなったため、1月末現在で取りまとめたものである。

今後の教育委員会等の日程について

- 令和3年4月22日(木) 15:30 予定
教育委員会 (教育文化会館集会室)

開催日	開催時間	開催場所	開催内容	出席者	出席者	出席者
4/20	10:00	教育文化会館集会室	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会
4/20	13:00	教育文化会館集会室	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会